

輸入貨物に係る関税評価上の取扱い等に関する照会

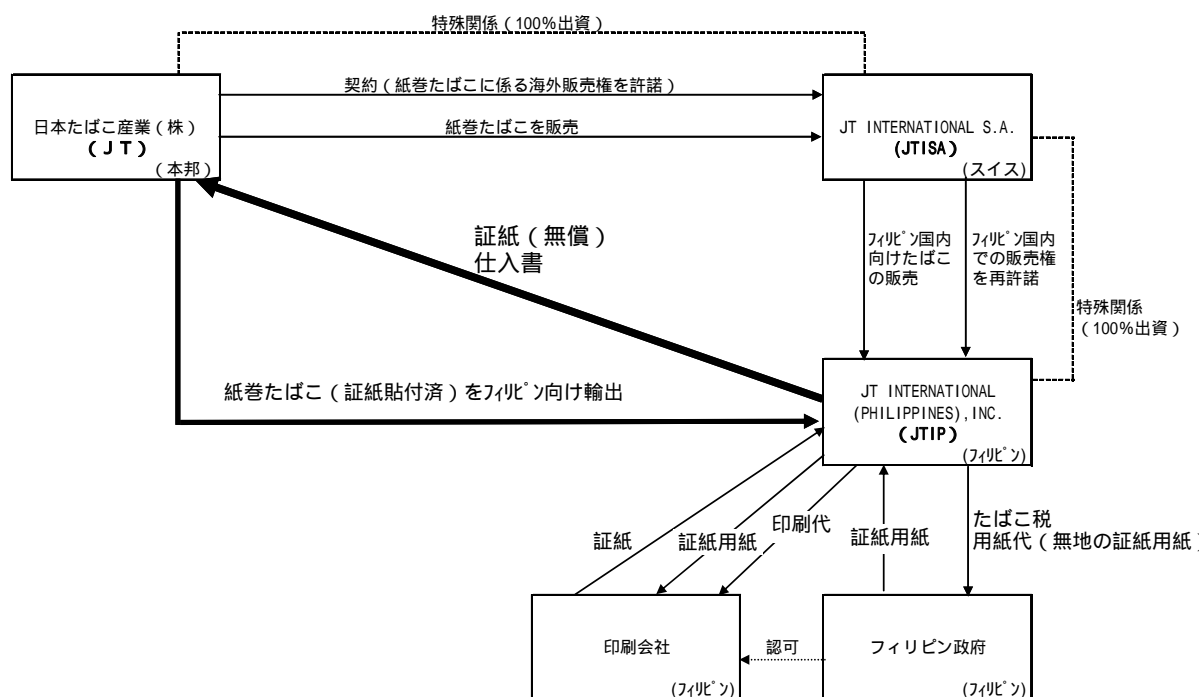
STRIP STAMP (フィリピン政府へのたばこ税の納税を証明する証紙) に係る関税評価上の取扱いについて

照 会		
照 会 内 容 等	(フ リ ガ ナ) 氏名・名称	(ニホンタバコサンギョウカブシキガイシャ) 日本たばこ産業株式会社
	(フ リ ガ ナ) 法人の代表者	(ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ ホンダ カツヒコ) 代表取締役社長 本田 勝彦
	輸入貨物の品名	STRIP STAMP (証紙)
	照会の趣旨	本邦から輸出される製造たばこに貼付するため輸入する STRIP STAMP の課税価格について照会するものです。
	取引の概要及び関税評価に関する照会者の見解とその理由	STRIP STAMP は無償貨物として輸入するため、その課税価格は仕入書に記載されている用紙代、印刷代及び本邦に到着するまでの運賃の合計としてよいか照会します。なお、取引形態図及び取引概要は別紙 1 のとおり。
関係する法令条項等	関税定率法第 4 条第 1 項、同法第 4 条の 2 から第 4 条の 4	
添付書類	照会の趣旨及びその理由等の照会事項に関する参考資料	

回 答			
回答年月日	平成 18 年 6 月 28 日	回答者	東京税関調査保税部特別価格審査官 (現東京税関業務部首席関税評価官)
回 答 内 容	<p>別紙 2 のとおり。 ただし、次のことを申し添えます。</p> <p>(1) 回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。</p> <p>(2) 回答内容は、税関としての見解であり、事前照会者の申告内容等を拘束するものではありませんのでご注意ください。</p>		

1. 取引形態図

【取引形態図】



2. 取引概要

(1) 日本たばこ産業(株)(以下「JT」という。)は、JTの子会社であるJT International S.A.(以下「JTISA」という。)にJTが製造する紙巻たばこに係る海外販売権を許諾し、当該たばこをJTISAに販売しています。また、JTISAは、JTから許諾された販売権のうち、フィリピン国内での販売権について、その子会社であるフィリピンの「JT International (Philippines), Inc.(以下「JTIP」という。)」に再許諾し、フィリピン国内向けのたばこをJTIPに販売しています。

(2) フィリピン国税法では、JTIPがたばこの輸入許可を受ける前に、輸入たばこに係る「たばこ税」を納付し、その納付を示すため証紙を貼付しなければならないこととなっています。JTIPとJTISA及びJTISAとJTの二つの契約に基づき、JTは、フィリピン国内向けのたばこを直接JTIPに輸出していますが、フィリピン国税法を踏まえ、同契約に基づき、当該たばこのフィリピンへの輸出前にJTIPからJTIPの資産のまま輸入した証紙を貼付することとしたものです。

(注) フィリピンでは、「The National Internal Revenue Code」に基づき「たばこ税」が課され、輸入たばこについても課税の対象とされています。

(3) JTIP は、フィリピン政府に輸入たばこに係る「たばこ税」を納付し、証紙の発行を依頼します。依頼を受けたフィリピン政府は、無地の証紙用紙を JTIP に交付し、交付を受けた JTIP は、フィリピン政府の指示に基づき、証紙の印刷に関しフィリピン政府より認可された印刷会社に、無地の証紙用紙を提供し、交付者であるフィリピン政府の文字、支払ったたばこ税額及びフィリピン政府による管理番号が印刷された証紙を当該印刷会社から引き取ることとなります。そして、JTIP は、用紙代(無地の証紙用紙に係る費用)をフィリピン政府に支払い、印刷代(無地の証紙用紙に証紙の絵柄、文字を印刷する役務に係る費用)を当該印刷会社に支払っています。なお、フィリピン政府が当該印刷会社を印刷費の支払先としても指示しています。

JT が証紙を輸入する際の仕入書は、仕入書という名称であるものの、JT から JTIP に対し証紙に係る対価は一切支払われておらず、契約上の支払義務もなく、JT が輸入申告する際に輸入貨物の課税価格を計算する単なる資料として、JTIP が JT あてに作成したものです。なお、当該インボイスには、Printing cost(上述のフィリピン政府に支払われた用紙代)、

Surcharge printing(上述の印刷会社に支払われた印刷代)、Excise Tax paid(上述のフィリピン政府に支払われたたばこ税額)が記載されています。

(4) 当該証紙には、フィリピン政府の文字、支払ったたばこ税額及びフィリピン政府による管理番号が記されていますが、フィリピン政府は当該番号により、交付された者、たばこ銘柄及び交付した証紙の管理を行っており、納税者は証紙を転売すること、他社の製品に貼付しフィリピン国内にて販売を行うことはできず、また、当該証紙に記載されている事項を第三者(フィリピン政府、印刷会社又は JT 以外の者)が一見したとしても、どのたばこ銘柄について誰にあてて交付された証紙であるかは認識できません。

(5) なお、未使用証紙及び破損した証紙は、JT から JTIP 宛返品することになっており、JTIP がフィリピン政府に返品した場合、JTIP にたばこ税額が還付されますが、証紙の用紙代等費用は返金されません。

回答内容

1. 輸入貨物の課税価格は、原則として当該輸入貨物の取引価格に基づき算定されます(関税率法第4条第1項)。しかし、照会事例における輸入貨物(証紙)は、JTIPの資産のままJTに引き渡され、JTが製造した紙巻たばこに貼付、JTIPに輸出されるものであり、JTからJTIPに対して証紙に係る対価は一切支払われておらず、契約上の支払義務もありません。したがって、当該証紙は無償貨物として輸入されるものであり、取引価格に基づき算定することはできません(同基本通達4-1の2)。
2. 同法第4条第1項が適用されない場合、同法第4条の2から第4条の4までの各条の規定により、各条の規定されている順序に従って、課税価格を決定することになります。
3. 同法第4条の2は、輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る取引価格に基づく課税価格の決定方法を規定しています。同条に規定する「輸入貨物と...類似の貨物」とは、「輸入貨物とすべての点で同一ではないが、同様の形状及び材質の貨物であって、当該輸入貨物と同一の機能を有」する貨物【同基本通達4の2-1(2)】をいいます。本件の場合、当該輸入貨物と同一の機能を有するという点に、「輸入貨物と同種又は類似の貨物」とは、「本邦に輸出されたもので、当該輸入貨物の生産国で生産されたものに限る」(同法第4条の2)としている点を加味すると、たばこ税の納税証明としてフィリピン政府の交付する証紙でフィリピンから輸入されたものが「類似の貨物」に該当します。しかし、JTが主張しているように、証紙自体がフィリピン政府の管理体制から取引対象とはならないものと考えられますので、類似貨物に係る輸入取引は存在しない(もちろん、同種貨物に係る輸入取引も存在しない)こととなります。したがって、同法第4条の2に規定されている「同種又は類似貨物に係る取引価格」に基づいて、課税価格を決定することはできません。
4. 同法第4条の3第1項では、輸入貨物の国内販売価格に基づく課税価格の決定方法を規定しています。しかし、上述したように、証紙自体がフィリピン政府の管理体制から取引対象とはならないものと考えられることから、国内で販売されることはありません。したがって、同法第4条の3第1項に規定されている国内販売価格に基づいて、課税価格を決定することはできません。
5. 同法第4条の3第2項は、輸入貨物の製造原価に基づく課税価格の決定方法を規定しています。JTIPは、フィリピン政府より認可された印刷会社に無地の証紙用紙を提供し、当該印刷会社から印刷された証紙を受け取り、さらに、当該印刷会社に印刷代を支払いますが、すべて、フィリピン政府の管理の下行われているものであり、又、印刷内容をみると、本来フィリピン政府が行うべきものであることから、実質上はフィリピン政府が用紙を調達し、当該印刷会社に対して当該用紙に印刷させ、それを引取り、証紙としてJTIPに交付する生産者であると認められます。この点を踏まえ、輸入者JTを通じて、生産者であるフィリピン政府の保有する証紙に係る経理帳票等の提出を要請しましたが、提出はありませんでした。したがって、同法第4条の3第2項の製造原価に基づき、課税価格を決定することはできません。

6. 最後の方法として、同法第4条の4の規定に基づき課税価格を決定することとなります。

当該証紙の輸入はJTIPからの無償提供であり、輸入取引によるものではありません。しかし、()契約上、JTがフィリピンへの輸出前に証紙を貼付することになっていること、()証紙はJTが製造しJTIPに販売する紙巻たばこの一部を形成しますが、付屬的な些細なものであること、()フィリピン所在のJTIPがたばこ税を納税することにより当該証紙を有償で交付されるものであることから、JTがJTIPをJTの代理人とし、証紙をフィリピン政府から有償で取得(輸入)していると仮定して、その取引価格(課税価格)を考えることができます。

たばこ税額を考慮して、取引価格を決定すべきか否かという点については、たばこ税が紙巻たばこに対し納税されるものであり、当該証紙はたばこ税を払ったことを示しているに過ぎないことから、当該証紙の取引価格は、入手する当該証紙に化体された一種の納税証明書の発行手数料相当額とその関連費用と考えられ、それらに基づき決定することとなります。

次に、発行手数料とその関連費用については、証紙に係る用紙代・印刷代(上述した一種の納税証明書の発行手数料相当額)、本邦に到着するまでの運送に関連する費用です。通常、こうした費用にJTIPが行った業務のマーヅンを加味して、当該証紙の取引価格が形成されますが、当該証紙をフィリピンでJTに代わって有償で取得し、JTに提供するというJTIPが行った業務は、「輸入貨物の購入に関し外国において買手に代わり」行う業務【同基本通達4-9(3)】であり、当該業務を行うJTIPに対しJTが支払うマーヅンは、関税評価上取引価格に加算されない買付手数料に該当すると考えられます。したがって、当該証紙の取引価格(課税価格)は、証紙に係る用紙代、印刷代及び日本に到着するまでの運送に関連する費用の合計額となります。